

2016年度

スポーツ健康学部

科目等履修生出願要項

科目等履修生とは

スポーツ健康学部の科目等履修生とは、スポーツ健康学部を卒業し、一つまたは複数の授業科目を履修する者をいいます。

「自由と進歩」という精神のもと、「自立的で人間力豊かなリーダーを育成」「最先端の研究を促進」「持続可能な地球社会の実現に貢献」をミッションとして掲げる法政大学では、生涯学習社会における社会人等の勉学の機会を広く確保するために、本学で開講している多数の授業科目のうちから、正規の学生の学修を妨げない限り、教授会の議を経て所定の単位数までの履修を可能にしています。科目等履修が許可された授業科目については試験を受けることができ、合格すれば正規の修得単位として認定され、本人の申請により証明書も発行されます。

法政大学

1. 出願資格

スポーツ健康学部では、スポーツ健康学部を卒業した者の科目等履修を教授会の議を経て許可します（面接等を行う場合があります）。

2. 出願期間

2016年4月1日（金）～ 2016年4月11日（月）

平日 9:00～17:00（但し、11:30～12:30は除く）、土曜9:00～12:00

※郵送による受付は行いません。

3. 出願書類

- (1) 科目等履修願・履歴書・大学所定用紙（写真は出願前3ヶ月以内に撮影した、縦3cm×横3cmのもの。

ただしスナップ写真、その他不鮮明なものは不可）

※記入には必ず黒ボールペンを使用すること（こすって消せるタイプのボールペンは不可）。

※履歴書のローマ字名について姓はすべて大文字で表記し、名は最初の1文字だけを大文字にし、それ以外は小文字で記入してください（「パスポート」をお持ちの方はパスポート上の綴りにあわせて記入してください）。

例) 法政 太郎（ホウセイ タロウ）の場合

(姓) HOSEI (名) Taro

※科目等履修願に記入する履修希望科目は、春学期科目・秋学期科目・通年科目の全てを決定した上で提出してください。科目等履修願提出後に履修希望科目を追加・変更・取消する期間はございませんので、ご注意ください。

※保証人記入欄も必ず記入した上で提出してください。科目等履修生本人と連絡が取れなかった際の緊急連絡先として使用いたします。

- (2) 最終学歴の卒業証明書、成績証明書、科目等履修時の成績証明書

※前年度からの継続履修者は必要ありません。

※教職資格の履修相談希望者は、在学中及び卒業後修得分の「学力に関する証明書」を予め用意の上、必ず所属予定の学部窓口にご相談してください（詳細はP6.11（1）参照）。在学時に修得済の科目であっても、法令改正等により、現在は教職・資格科目として無効になる科目が存在します。詳細は、所属予定の学部窓口や、「教職課程履修要綱」、「資格関係科目履修要綱」（2015年度版は2015年3月31日より配布予定）でご確認ください。

※本学にて過去に科目等履修した際の成績証明書が必要な場合、発行には一週間程度の時間を要する場合がありますので、事前に余裕をもって用意するようにしてください。

- (3) 住民票の写し（コピー不可）

※外国人の方は在留資格及び在留期間の書いてあるものに限りです。

※継続履修者は記載内容に変更がある場合のみ提出ください。

4. 履修科目

多摩キャンパス

スポーツ健康学部主催科目：総合教育科目、専門教育科目

教員免許取得に必要な科目・・・教職に関する科目、教科に関する科目、教科又は教職に関する科目等

※中学校教員免許については、介護等体験が必修です。（P. 4 10. 「教員免許取得希望者の方へ」参照）

資格取得に必要な科目・・・司書、司書教諭、社会教育主事、学芸員に関する科目

- ・科目の内容の詳細については履修要綱・シラバス（講義概要）等で確認してください。
- ・科目等履修生は履修した授業科目につき試験を受けることができます。また試験に合格したときは、授業科目（単位）として認定し、本人の請求によって証明書を発行します。

5. 履修の制限について

- (1) 1年を通じて30単位を超えて登録することはできません。
- (2) 全ての科目が履修可能であるとは限りません。
 - ① 教員免許取得に必要な科目
 - ※ 取得可能な免許種類は卒業学部学科で取得可能な免許種類に制限されます。
 - ※ 教育実習については、実習前年度に「教育実習希望者登録票」をスポーツ健康学部窓口へ提出し、実習校から実習受入れの内諾を得た者及び教育実習の事前指導を合格した者に限ります。そのため、実習前年度に本学に在学しない方は教育実習を受講できません。
 - ※ 介護等体験前年度に介護等体験の申込書をスポーツ健康学部窓口へ提出した者に限ります。そのため、体験前年度に本学に在学しない方は介護等体験を受講できません。
 - ※ 教職に必要な情報機器の操作の科目（「情報科学実習Ⅰ・Ⅱ」「情報処理演習Ⅰ、Ⅱ」、「コンピュータ入門」等）については在学学生を優先としますので、ご了承願います。在学学生の登録後、定員に空きがある場合のみ、受講が可能となりますので、科目等履修願の曜日・時限は未記入のまま提出してください（詳しくはスポーツ健康学部窓口で相談してください）。
 - ※ 本学の卒業生以外の者に、教職に関する証明書は発行できません。
 - ※ 教職に関する証明書は、卒業学部学科で取得可能な免許教科の証明書のみ発行可能です。例えば、文学部英文学科卒業生に対しては、「英語」のみ可能であり、「国語」の学力に関する証明書は発行できません。
 - ② 資格取得に必要な科目（司書、司書教諭、社会教育主事、学芸員）
 - ※ 博物館実習Ⅲについては実習前年度までに所定の条件を満たした方のみ受講可能です。また、実習前年度に「第1回博物館実習Ⅲ（受講準備）ガイダンス」に出席し、申込みを済ませておくことが必要です。そのため、実習前年度に本学に在学しない方は、博物館実習Ⅲを受講できません。
 - ※ 本学の卒業生以外の者に資格に関する証明書（単位修得証明書等）は発行できません。

6. 出願場所

- (1) スポーツ健康学部窓口（18号館1階）
- (2) 窓口の受付時間は以下の通りです。
平日 9:00～17:00（11:30～12:30を除く） 土曜日 9:00～12:00

7. 選考及び許可通知（5月上旬予定）

選考は提出された書類及び履修希望科目の受講人数等を勘案し各教授会にて行います。面接等を行う場合もあります。選考の上、科目等履修生として入学を許可された者には、5月上旬に本人宛て（履歴書記載の現住所）に通知を送付します。入学手続きに関する書類も同封しますので、確実に書類を受取できる住所を履歴書に記入してください。

8. 入学手続き（5月下旬予定）

履修を許可された者は、所定の期日までに下記の入学手続きを行ってください。所定の期日までに入学手続きを行わない場合、履修許可を取り消す場合があります。期日は厳守してください。

- (1) 登録料、履修料及び実習費の納入
登録料、履修料（履修授業科目数に応じた金額）及び実習費を、許可通知に同封する銀行振込用紙で振り込んでください。※ATM（現金自動預払機）利用時は「9.（4）納入方法」を参照ください。
- (2) 下記の書類をスポーツ健康学部窓口へ提出
 - a. 登録料、履修料及び実習費を振り込み後、銀行から受け取った「B納入済票（大学提出用）」（ATM（現金自動預払機）の場合は「ご利用明細」のコピー）をスポーツ健康学部窓口へ提出し、それと引き替えに科目等履修生証の交付を受けてください。
 - b. 科目等履修生証用の写真（3ヶ月以内、3cm×3cmサイズ。スナップ写真や不鮮明なものは不可。）
 - c. 住民票の写し（外国人は不要）

9. 登録料、履修料及び実習費の納入

(1) 登録料

10,000円 ※継続履修の場合も必要です。

(2) 履修料（1科目あたり）

通年科目：84,300円

半期科目：42,150円

※なお以下の科目の履修料については下記の通りとなります。

事前指導 26,260円 教育実習 52,540円 図書館実習Ⅲ 78,800円

(3) 実習費

次の科目は（1）の登録料、（2）の履修料のほか、以下の実習費が別途必要です。但し、介護等体験は、履修料は不要です。

（教職）

教育実習 ★1	通年科目	18,000円	
介護等体験		13,000円	科目の履修料は不要

（資格）

博物館実習Ⅲ ★2	通年科目	14,000円	
-----------	------	---------	--

※そのほか、別途実習料を徴収することがあります。

★1 教育実習を履修するためには、①登録料10,000円、②履修料52,540円、③実習費18,000円が必要です。

★2 博物館実習Ⅲを履修するためには、①登録料10,000円、②履修料78,800円、③実習費14,000円が必要です。

(4) 納入方法

登録料、履修料及び実習費の納入は、許可通知に同封する所定の銀行振込用紙で銀行の窓口から振り込んでください。銀行のATM（現金自動預払機）を利用して振り込むこともできます。納入期間は許可通知等で確認してください。

※ 登録料、科目履修料以外に必要な各実習料も、上記振込用紙の金額に含まれています。

※ 一旦納入された学費その他は返金いたしません。

※ 金融機関において10万円を超える現金による振り込みを行う場合には、運転免許証やパスポートなど本人確認書類の提示が必要となります。ATMでは10万円を超える現金での振り込みはできません。但し、現金でなく預金口座を通じて振り込む場合には、原則としてこの制限はかかりません。詳しくは振り込みを行う銀行にお問い合わせください。

10. 教員免許取得希望の方へ

(1) 教職免許取得に必要な科目が不明な方は「学力に関する証明書」を申請いただき、確認の上、出願ください。

※ 「学力に関する証明書」（1部：200円）は申請いただいた日から発行までに1週間を要します。

(2) 2007年の免許法改正により、2009年4月より免許更新制が導入され、2009年度以降発行の教員免許状には、有効期間（10年間）が付されることになりました。更新には講習受講修了が必要です。

(3) 介護等体験実施対象者：1998年4月入学者より中学校の免許取得予定の方は、介護等体験が義務づけられています。詳しくはスポーツ健康学部窓口にお問い合わせください。

11. 資格（司書、学芸員、司書教諭）取得希望の方へ

(1) 司書・学芸員

2009年4月の各施行規則の一部改正により、2012年度から、新課程が適用され、司書、学芸員の資格取得に必要な科目が変更になります。2012年度以降は、旧課程で修得済の単位は一部を除いて、新課程の科目に読み替えが可能ですが、新課程の複数の科目の履修も必要となります。

(2) 司書教諭

修了証書の申請は現課程のみとなります（修了証書を取得しなければ司書教諭の資格は取得出来ません）。

12. その他

- (1) 科目等履修生には、通学定期や教育実習に関する「通学証明書」や「学籍証」は発行しません。
- (2) 履修希望科目について、入学許可通知の到着以前であっても、4月より開始する授業に出席して構いません。詳しくは所属予定の学部窓口で確認ください。
- (3) 出願にあたって必要な氏名、住所その他の個人情報、科目等履修生としての学籍管理及び関連する業務を行うために利用し、他の目的では使用いたしません。
- (4) 科目等履修生は、本学学生が利用できる施設の全てを利用できるとは限りません。詳細は各学部窓口にてご確認ください。

13. 問い合わせ

〒194-0298

東京都町田市相原4342

法政大学 多摩キャンパス スポーツ健康学部事務課

電話：042-783-3003